

八王子市妊娠・出産・子育て相談案内窓口事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市妊娠・出産・子育て相談案内窓口事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、妊娠、出産及び子育てに関する相談を総合的に受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を設置し、市民が相談しやすい環境を整えることで、妊娠期からの切れ目のない支援を提供することを目的とする。

(実施場所)

第 3 条 本事業の実施場所は、医療保険部大横保健福祉センターとする。

(事業内容)

第 4 条 本事業は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電話又はメールによる相談を受け付け、妊娠、出産、子育てに関する市民サービスや制度について案内し、必要に応じて適切な助言を行うこと。
- (2) 相談の内容に応じ、医療保険部、健康部又は子ども家庭部等の関係所管に相談内容を引き継ぐこと。
- (3) その他、事業の目的を達成するために必要と認められること。

(受付時間)

第 5 条 電話による相談の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(休業日)

第 6 条 電話による相談の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 1 日曜日
- (2) 八王子市の休日に関する条例第 1 条第 3 号に規定する日

(相談員)

第 7 条 窓口で相談を受け付ける者は、保健師、助産師、看護師又は保育士の有資格者で、育児相談対応経験者とする。

(情報共有及び連携)

第 8 条 本事業の実施によって得た妊産婦及び乳幼児等の情報は、第 2 条に掲げる目的

の範囲内に限り、本人等の同意を得て、関係所管と共有することができる。ただし、八王子市個人情報保護条例第12条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により妊産婦及び乳幼児等の情報を関係所管と共有した場合は、相談への対応に当たり、当該関係所管と連携を図るものとする。

(帳票の整備)

第9条 相談を受け付けた者は、受け付けた日時、相談の内容及び窓口がとった対応について、別に定める様式に記録する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。